

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

横須賀市 食品ロス削減推進計画

（素案）

令和6年（2024年）3月

横 須 賀 市

目 次

1	計画の策定にあたって	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置付け	1
2	計画の対象	2
3	本市の食品ロスの現状と課題	
(1)	本市の食品ロスの発生量	3
(2)	食品ロス削減に向けた本市の課題	8
4	計画の基本事項	
(1)	計画期間	9
(2)	施策の体系	9
(3)	数値目標	11



1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

日本では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において、大量に廃棄されています。

食品ロスの発生量は、国全体で523万トン（令和3（2021）年度）と推計されており、このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トン、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トンとなっています。

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、食品ロス削減推進法）に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）では、地域における食品ロスの削減の取組を推進するために、市町村は積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

本市では、食品ロス削減のための広報や生ごみ減量化処理機器の購入費に対する補助金の交付など、これまでも食品ロス削減推進のための様々な取組を実施してきました。

令和2年3月には「横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、食品に関する施策を重点施策の一つとして位置付けています。

こうした状況を踏まえ、本市における食品ロスの削減の取組を進めるため「食品ロス削減推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

食品ロス削減計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として策定します。

本計画は横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、基本計画）の重点施策の一つである「食品ロスに関する施策」を実現するものとして、基本計画の一部として位置づけます。

また、「横須賀市環境基本計画」「（仮称）健康推進プランよこすか」（食育関連計画）等、関連する計画と整合を図ります。

※健康・食育推進プランよこすかは令和5年度に改訂を進めており、名称が変わる予定です。

2 本計画の対象

本計画の対象は、本市全域で発生する食品ロスです。

その対象は以下の図のとおりです。食品ロスとは食品廃棄物（厨芥類）から不可食部（野菜や果物の皮、肉や魚の骨など）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。

また、食品ロスには家庭から生じる「家庭系食品ロス」と事業活動から生じる「事業系食品ロス」があります。

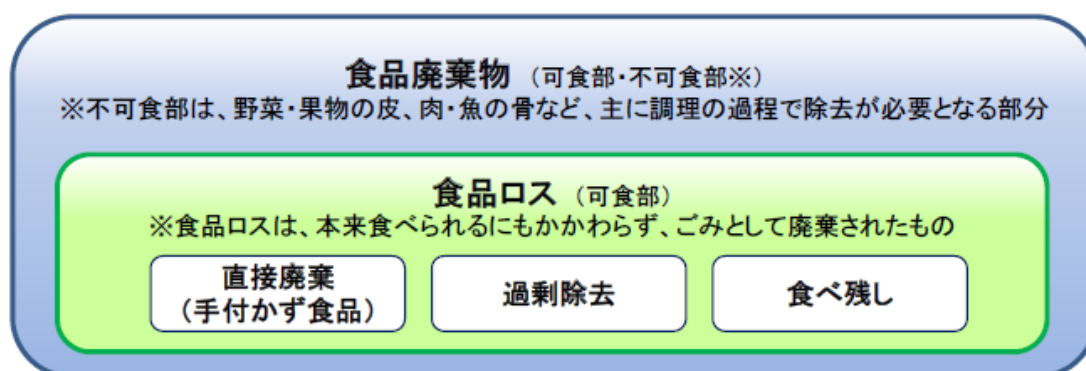


図1 食品ロスの対象

資料：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書
（令和元年5月版）（環境省）

用語説明

- ・厨芥類（ちゅうかいりい）
家庭の台所や飲食店等から出る野菜くずや食べ物の残り等のこと
- ・直接廃棄
消費期限、賞味期限切れ等により食べられずに廃棄されたもの
- ・食べ残し
食べきれずに廃棄されたもの
- ・調理くず
野菜の皮や魚の骨等、通常は食べずに廃棄するもの
- ・過剰除去
調理過程により、本来食べられる部分まで過剰に取り除いてしまったもの

3 本市の食品ロスの現状と課題

(1) 本市の食品ロス発生量の推計

① 家庭系食品ロス量の推計

i) 食品ロス調査

本市では、平成30年度から年4回、家庭から出る燃せるごみに含まれる食品ロスの現状を把握するための調査を実施しています。

食品ロス調査の結果を以下のとおり示します。各年度の数値は実施回数による平均値です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年度は未実施、R3年度は2回実施となっています。

表1 家庭から出る「燃せるごみ」のごみ質分析結果 (単位：%)

ごみの種類組成	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
紙・布類	38.6	51.4	-	43.1	37.8	40.5
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	5.4	7.5	-	8.9	7.1	8.0
木・竹・わら類	15.6	2.6	-	5.7	34.4	20.1
厨芥類	39.9	37.5	-	35.9	20.2	28.1
直接廃棄	(3.6)	(2.1)	-	(4.4)	(1.7)	(3.1)
食べ残し	(10.0)	(7.0)	-	(6.7)	(3.2)	(5.0)
調理くず等	(26.3)	(28.4)	-	(24.9)	(15.3)	(20.1)
不燃物類	0.4	0.1	-	0.5	0.5	0.5
その他	0.1	0.9	-	6.0	0.1	3.1



食品ロス調査の様子

表2 家庭から出る「燃せるごみ」に含まれる食品ロスの割合 (単位：%)

ごみの種類組成	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	平均
厨芥類	39.9	39.0	-	35.9	20.2	28.05
直接廃棄 ①	3.6	2.4	-	4.4	1.7	3.1
食べ残し ②	10.0	7.2	-	6.7	3.2	5.0
調理くず等	26.3	29.4	-	24.9	15.3	20.1
過剰除去 ③ (厨芥類×割合※)	(4.3)	(3.2)	-	(1.8)	(0.9)	(1.4)
食品ロス ①+②+③	17.9	12.8	-	12.9	5.8	9.4

※環境省の「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」(以下、実態調査報告書)で公表された食品廃棄物(厨芥類)に対する割合
 本調査では「調理くず等」と「過剰除去」を分類していないため、実態調査報告書で公表された食品廃棄物(厨芥類)に対する過剰除去の割合を使用しています。その数値は、H30年度は10.7%、R1年度は8.3%、R3年度は5.0%、R4年度は4.4%となっています。

【食品ロス調査の概要】

- ・年4回実施
- ・集積所から「燃せるごみ」を試料として200kg程度採取し、「紙・布類」「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」「木・竹・わら類」「厨芥類」「不燃物類」「その他」に分類します。
- ・厨芥類は、さらに「直接廃棄された食品」、「食べ残し」「調理くず等」に分類します。



表3 家庭から出る「厨芥類（食品廃棄物）」の食品ロスの割合（単位：％）

ごみの種類組成	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	平均
厨芥類	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0
直接廃棄 ①	9.5	6.0	-	12.3	8.0	10.2
食べ残し ②	25.8	18.5	-	18.6	17.2	17.9
調理くず等	54.0	71.3	-	64.2	74.8	69.5
過剰除去 ③	(10.7)	(8.3)	-	(5.0)	(4.4)	(4.7)
食品ロス ①+②+③	46.0	32.8	-	35.9	29.6	32.8

ii) 家庭系食品ロスの発生量

前述の食品ロス調査の結果から、家庭から出される燃せるごみ（定日収集）に含まれる食品ロス量の推計量を以下に示します。

表4 家庭から出る食品ロス量

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	平均 (4か年)
燃せるごみ量	59,769 トン	61,557 トン	-	62,948 トン	61,221 トン	61,374 トン
食品ロス割合	17.9%	12.8%	-	12.9%	5.8%	12.4%
食品ロス量	10,699 トン	7,879 トン	-	8,120 トン	3,551 トン	7,610 トン

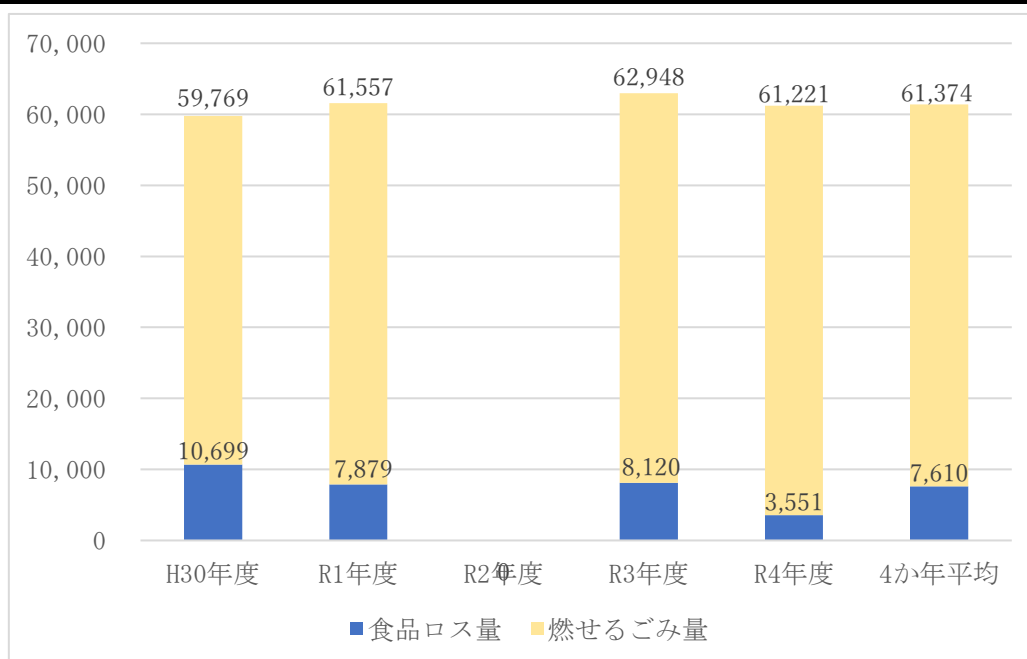


図2 家庭系食品ロスの発生量の推移

③ 事業系食品ロスの推計

i) 推計方法

令和元年度における本市の事業系食品ロス発生量は、農林水産省公表資料をもとに食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）について、次の計算式により業種別に算出したものを合算し推計量としました。

事業系食品ロスの発生量 (⑤)	=	食品廃棄物等の発生量 (全国：①)
	×	食品廃棄物等の年間発生量 (横須賀市：②)
	÷	食品廃棄物等の年間発生量 (全国：③)
	×	可食部発生割合 (④)

ii) 事業系食品ロスの発生量

前述の推計方法から、本市における令和元年度の事業系食品ロスの発生量を以下に示します。

表5 事業系食品ロス発生量 (単位：ト)

	①	②	③	④	⑤
	食品廃棄物 全国量	多量食廃 本市量	多量食廃 全国量	可食部割合	食品ロス 発生量
食品製造業	14,224,000	1,967.2	13,596,967	9.0%	185
食品卸売業	247,000	226.6	104,276	56.4%	303
食品小売業	1,185,000	2,540.4	878,955	53.9%	1,846
外食産業	1,900,000	1,276.5	525,221	54.0%	2,494
合計	17,556,000	6,010.7	15,105,419	—	4,828

資料

- ① 令和元年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）
- ② 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用実施量（横須賀市分）
- ③ 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における「都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量」の集計結果（令和元年度実績）
- ④ 令和2年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書

※本計画策定時には農林水産省から令和元年度の数値のみ公表されています。
今後、データが公表されたら随時、推計してまいります。

(参考)

横須賀ごみ処理施設「エコミル」には、食品ロスが含まれる可能性のある廃棄物として、家庭から排出される燃せるごみと事業系一般廃棄物が搬入されます。

エコミルのピットごみ分析調査から「動物性厨芥類」、「植物性厨芥類」、「パンくず・残飯類」の割合を抽出し、4回の調査の割合平均を当該年度の「燃せるごみ」量にかけることでピットに含まれる食品ロス量を推計すると以下のとおりです。

食品ロス量＝
「動物性厨芥類」「植物性厨芥類」「パンくず・残飯類」の割合 × 燃せるごみ量

表6 ピットごみ分析調査から推計される食品ロス量

	R 3年度	R 4年度
割合 (※)	12.5%	7.2%
燃せるごみ量	82,333 トン	81,178 トン
食品ロス量	10,271 トン	5,804 トン
	8,038 トン (2か年平均)	

(2) 食品ロス削減に向けた本市の課題

① 直接廃棄・食べ残しの減量化

家庭系食品ロスは調査結果から直接廃棄と食べ残しの割合が多いため、それらを減量化する施策を進める必要があります。

② 事業系食品ロスへの対応強化

法律の整備や社会的な情勢から、様々な業種における事業者の取組は進んでいますが、実態を把握できていない点が課題として挙げられます。

③ 関係主体の連携の推進

それぞれが個別に活動している市民、事業者、行政、関係団体等の相互の連携を図り、より効果的、効率的に食品ロスを削減できるよう体制の整備と取組の推進が必要です。

4 計画の基本事項

(1) 計画期間

基本計画と整合を図り、令和 11 年度までの計画とします。

令和 6 年度 (2024 年度) ~ 令和 11 年度 (2029 年度)
--

(2) 施策の体系

① 家庭系食品ロスの発生抑制

i) 食品ロス調査の実施

食品ロス調査の実施を継続し、市内の食品ロスの実態把握に努め、発生抑制を促す施策を検討していきます。

ii) 周知・啓発の実施・情報発信

食品ロス削減につながる情報発信を市のホームページや LINE 等の SNS を活用し、積極的に推進します。

また、廃棄物関連のイベントやキャンペーンだけでなく、他の部署のイベント等でも食品ロス削減啓発を行ってまいります。

iii) ごみトークや学習会の実施

市内の学校や町内会等を対象に実施する「ごみトーク」等において、食品ロスについて考える機会を提供し、市民の食品ロス削減に対する意識を高めます。

② 事業系食品ロスの発生抑制

i) 事業者の課題等の把握から支援

事業者へアンケートを実施することで、各事業者の食品ロスについての取組状況や取り組むにあたっての課題等を把握し、事業系食品ロスの削減に向けて、適切な情報提供や削減事業の支援に取り組みます。

ii) 事業者への情報発信と啓発

市ホームページを通じて、事業系一般廃棄物の分別や事業系食品ロスの削減に関する情報発信と啓発を行います。

【具体的な啓発例】

- ・小盛りでの提供や「食べきり割」等の食べきりの啓発
- ・卓上三角柱やポスターによる食べ残し食品持ち帰りの啓発
- ・食べ残し食品の持ち帰りガイドによる適正な持ち帰りの啓発
- ・「てまえどり」の支援グッズによる食品の売り切りの啓発 など

iii) ごみ搬入時の指導

食品廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、収集運搬事業者を通じ食品ロス削減の徹底を指導するとともに、市施設へのごみ搬入時に指導を行います。

③ 食品廃棄物の資源循環の促進

i) フードドライブの促進

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄って、それを必要としている福祉施設や団体等に寄付する活動のことです。

関係団体や関係部署と連携し、フードドライブの促進を図ります。

また、災害時に備えて備蓄している非常食についても賞味期限を考慮しつつ、必要とする方へ寄付します。

ii) フードバンク団体との連携

フードバンクとは、個人や企業等から、様々な理由で破棄されてしまう食料品を引き取り、必要としている人へ提供する団体や活動のことです。

アイクルフェア等のイベントにおいて、フードバンクについての周知を行い、未利用食品等の提供の協力を促進します。

iii) 生ごみ資源化の促進

燃せるごみをより効果的、効率的に処理するため、水分を多く含む生ごみは可能な限り減らしていくことが重要です。家庭での生ごみ減量のため、キエーロの活用の周知啓発や生ごみ減量化処理機器の購入補助を継続していきます。

iv) 民間事業者による生ごみの資源化の導入支援・検討

事業者から発生する生ごみを資源化するため、排出事業者に対する意識啓発を図るとともに、資源化事業者の紹介、マッチングを支援することで、食品ロスの資源循環を推進します。

生ごみを資源化する飼料会社の紹介

(4) 数値目標

基本計画の数値目標の達成に寄与するために、令和11年度に、食品ロスを家庭系、事業系それぞれについて3%削減することを目標とします。

◆家庭系食品ロス

4か年平均 7,610 トン	⇒	令和11年度 7,382 トン
-------------------	---	--------------------

◆事業系食品ロス

令和元年度推計 4,828 トン	⇒	令和11年度 4,683 トン
---------------------	---	--------------------

コラムとして記載

- ・参考として国、神奈川県計画や数値目標との比較
- ・NPO法人 神奈川フードバンク・プラスの活動
- ・市民活動サポートセンターの活動
- ・夜のパン屋さん